

河合町告示第36号

公有地の売却にあたり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び河合町契約規則（昭和58年4月1日規則第7号）第3条の規定に基づき公告する。

平成30年9月5日

河合町長 岡井 康徳

記

1. 一般競争入札に付する物件

| 物件番号 | 所在地 | 地目 | 面積 (㎡) | 最低売却価格 (円) | 用途地域 (容積率/建ぺい率) |
|------|-----------|----|-----------|---------------|-------------------------|
| 1 | 広瀬台2丁目8番地 | 宅地 | 1,793.57 | 80,248,000 | 第一種低層住居専用 地域 (80/50) |

2. 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 住宅を建設し譲渡する事業を営む者で、宅地建物取引法第3条に規定する免許を有し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 法人の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、及び同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者でないこと。また、法人の役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- (3) 河合町広瀬台町有地売却の一般競争入札ご案内の2（3）から（6）及び（11）に該当する者であること。
- (4) 河合町広瀬台町有地売却の一般競争入札ご案内の2（7）から（9）及び（11）を有している者であること。
- (5) 河合町広瀬台町有地売却の一般競争入札ご案内の4・5及び14を熟読し、条件を理解した者であること。

3. 競争入札に係る日程

- (1) 入札案内配布 平成30年9月6日から
- (2) 現場説明 平成30年9月14日
- (3) 申込受付 平成30年9月6日から平成30年9月18日まで
- (4) 入・開札 平成30年10月4日

※その他詳細は河合町広瀬台町有地売却の一般競争入札ご案内による

4. 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、河合町が定めた入札保証金を指定された納付方法に

より入札に参加しようとする者の名義で納付しなければならない。なお、入札保証金納付に要する経費（振込手数料等）は入札に参加しようとする者の負担とする。

(2) 落札者の納付した入札保証金は、本人の申し出により契約保証金の一部に充当することができる。

(3) 入札保証金は、落札者のものを除き、入札期間終了後に返還する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後返還する。

(4) 落札者が、河合町の定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は河合町に帰属する。

5. 落札者の決定方法

(1) 入札書投函完了後、直ちに開札を行います。最低売却価格以上の入札者の中で、最高価格かつ有効な入札を行った入札者を落札者とします。

(2) 落札となる最高価格の入札者が2者以上あるときは、「くじ」で落札者を決定します。

※「落札者決定のくじ引き実施規程」により実施します。

6. 入札の無効

本公告に示した入札に参加できない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者の入札、並びに河合町広瀬台町有地売却の一般競争入札ご案内に記載する無効な入札に該当する入札は無効とする。

7. 契約の締結

落札者は平成30年10月11日（木）までに、河合町が定めた契約保証金を納付のうえ契約を締結しなければならない。尚、契約に関する事項については、河合町契約規則（昭和58年4月規則第7号）によるものとします。

8. 売払代金の納入

(1) 契約を締結した者は、平成30年10月18日（木）までに、河合町が交付する納入通知書又は河合町の指定する口座への銀行振込による当該契約に係る売払代金を納付しなければならない。

(2) 契約を締結した者は、申し出により既に納付した契約保証金を売払代金の一部に充当することができる。この場合において売払代金と既に納付された契約保証金の差額を平成30年10月18日（木）までに河合町が交付する納入通知書又は河合町の指定する口座への銀行振込により当該契約に係る売払代金を納付しなければならない。

9. 問い合わせ先

河合町総務部総務課 電話0745-57-0200（内線227）